

鹿角市立花輪中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1 「学校いじめ防止基本方針」策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある、決して許されない行為である。本基本方針は、いじめの未然防止と早期発見に努め、全ての生徒が安心して学校生活を送り、共に学び合う環境を作り上げるため、その対策を総合的かつ組織的に推進するために、国や県、鹿角市の基本方針に基づいて策定している。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、花輪中学校に在籍している生徒に対して、同じく花輪中学校に在籍し一定の関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も花輪中学校の生徒であること。
- ・AとBとの間に一定の人間関係があること。
- ・AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ・Bが心身の苦痛を感じていること。

注：「自分よりも弱い者に対して」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素は含まれない。

3 いじめの理解

法律や条例上の「いじめ」に該当する事象は、成長過程にある生徒が集団で学校生活を行う中で、「どの生徒にも、どの学校にも起こり得る」ものである。

いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒という二者だけではなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする「観衆」、周辺で暗黙の了解を得ている「傍観者」にも注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

4 いじめ防止対策委員会の設置

花輪中学校における「いじめ防止対策」を総合的かつ組織的に推進するために、学校長のもと花輪中学校「いじめ防止対策委員会」を設置する。

5 学校における具体的な取組

(1) いじめ防止のための取組

- ① いじめはどの生徒にも起こりうるという認識のもと、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に努める。
- ② 教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない」ことを生徒に理解させる。
 - ・はやし立てるなど同調する行為についても、いじめを加担している行為であることを理解させる。
 - ・ネット上の不適切な書き込み等についてもいじめにつながることを理解させる。
- ③ 生徒同士が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、自己有用感の醸成を図り、互いに認め合う人間関係づくりを行う。
- ⑤ 縦割り活動や生徒会活動、部活動等の異年齢集団での活動を通して、他者を思いやりたり尊重したりする心を育てる。
- ⑥ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり他の生徒のいじめを助長したりすることのないように指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 校内研修等

- ① 全職員が生徒の状況を共通理解し組織的に対応するため、定例職員会議において学年・学級の実態を報告検証する機会を設ける。
- ② 毎年度当初に基本方針をもとに「いじめ」についての教職員の研修を行い、いじめの未然防止について共通理解を図る。
- ③ 学校の実態に即して、きちんと基本方針が機能しているかを点検、見直すためPDCA サイクルに応じて評価や見直しを行う。

(3) 早期発見・早期対応の在り方

- ① いじめは教師の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って

行われたりするなど教師が気付きにくく判断しにくい形で行われていることが多いということを認識する。

- ② 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知する。
- ③ 日頃から、生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つように心がける。
- ④ 学級担任の日常の声かけ、毎日の記録の活用、定期的ないじめ調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
- ⑤ 家庭との連携を図り、生徒の変化を保護者が察知した場合、間髪入れずに学校に相談できる環境づくりを構築する。
- ⑥ かづのこもれば相談の周知と活用を促す。

(4) いじめへの対処

- ① 生徒及び保護者からいじめの相談を受け、いじめを受けていると思われる時は、特定の教職員で抱え込まずに、速やかに組織的に対応する。
- ② いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的な配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめを受けた生徒及びその保護者への支援やいじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者が、いじめ事案に関する情報の共有ができるように配慮する。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、市教委、鹿角警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある時には直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。
- ⑥ いじめ事案への対処は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

(5) 重大事態への対応

- ① 重大事態が起こった場合、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
※重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき。または、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いが認められるとき。
- ② 調査を行った場合、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供する。
- ③ 保護者からいじめによって重大事態に至ったと申し立てがあった時には、その時点で重大事態が発生したもとして調査に当たる。
- ④ 重大事態が発生した場合には、鹿角市教育委員会に対して報告する。
- ⑤ 教育委員会の指導のもと、カウンセラー、保護者の代表、教育委員会代表者など第三者を含む重大事態の調査委員会を学校内に設置する。
- ⑥ 事実関係の調査にあたっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
 - ・いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合は、いじめられた生徒や情報を提供する生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
 - ・いじめられた生徒への聴き取りが不可能な場合には、当該保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に調査について協議し着手する。
 - ・調査による事実関係の確認をもとに、いじめられた保護者への説明や、いじめた生徒への指導およびその保護者への助言を行う。※いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針」を参考にする。
- ⑦ 因果関係の特定は急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ⑧ 情報の公開に当たっては、市教育委員会の指示に従い適切に行う。

6 その他

花輪中学校「いじめ防止基本方針」は、ホームページで公開する。

令和7年度 鹿角市立花輪中学校いじめ防止実施計画

鹿角市立花輪中学校

	いじめの防止		いじめの早期発見・対処	家庭・地域・小中連携	関係機関との連携
	○いじめを生まない人間関係づくりなどの教育活動を通じた指導 (道徳・学活・学校行事等)	○生徒の自主的な取組の促進・支援(生徒会活動等) ○いじめの理解・防止等に関する生徒や保護者への啓発 ○教職員の資質向上のための研修等の実施	○いじめの実態把握・早期発見のための取組 ○生徒・保護者ごとにいじめの相談体制の明確化及び周知 ○いじめの実態確認のための調査、対応、改善の指導等、及び対応についての整理	○PTAや地域との連携によるいじめの理解や啓発に関する取組 ○学校基本方針や学校のいじめ防止等の広報・周知 ○生徒が異年齢生徒や地域の大人とかかわる機会などの設定	○いじめ防止等のため の関係機関との連携 ○こもれば相談
4月	学：全「学級目標の設定」 学：全「体育祭に向けて」 学：全「生徒大会に向けて」 ・地域訪問	・生徒会あいさつ運動 ・新入生歓迎会 ・部活動顔合わせ会 ・生徒理解(毎月1回)	・生徒を語る会 ・生活に関する調査① ・いじめゼロ不登校対策委員会① ・SCカウンセリング	・いじめ防止基本方針周知 ・健康生活宣言 ・学校だよりの発行(毎月1回) ・情報モラル教室(PTA)	・市家庭相談員との連携 (市子育て支援班) ・交通安全教室 ・情報モラル教室 ・自転車点検
5月	・生徒大会 ・体育祭 ・3年修学旅行 ・2年校外学習 ・1年校外学習	・生徒会あいさつ運動 ・生徒大会 ・はなのわタイム	・生活に関する調査② ・SCカウンセリング ・二者面談		
6月	・部活動強調期間 ・鹿角総体 学：全「私の悩み」 道：1年「友情の尊さ」 道：2年「思いやりの心をもつ」 道：3年「信頼できる友」	・生徒会あいさつ運動 ・総体激励会 ・生徒理解(毎月1回) ・はなのわタイム	・生活に関する調査③ ・SCカウンセリング	・学区研修会 ・花輪地区市民運動会 (市民センター主催) ・環境整備作業(PTA) ・メディアコントロール	・学校運営協議会① (学校運営協議会委員)
7月	・救急救命講習会 道：2年「差別や偏見のない 公平な心」 学：3年「生き方を考えよう」	・生徒会あいさつ運動 ・全県総体激励会 ・生徒理解(毎月1回)	・生活に関する調査④ ・SCカウンセリング ・教育相談① ・三者面談①(1・2年・春秋選択 3年全員)	・PTA(学年学級懇談) ・青少年地域活動の日	・ボランティア初心者講習会 (社会福祉協議会)
8月	・花輪ばやし子供パレード	・生徒会あいさつ運動 ・生徒理解(毎月1回)	・生活に関する調査⑤ ・生徒を語る会		・学校運営協議会② (学校運営協議会委員)

	いじめの防止		いじめの早期発見・対処	家庭・地域・小中連携	関係機関との連携
9月	・鹿角秋季総体 - 学：全「花中祭を成功させよう」 - 学：全「自分を知る」 - 道：1年「思いやり」 - 道：2年「差別や偏見の克服」	・生徒会あいさつ運動 ・新人激励会 ・はなのわタイム	・生活に関する調査⑥ ・教育相談② ・いじめゼロ不登校対策委員会② ・SCカウンセリング	・環境整備作業（PTA）	
10月	・学校祭・合唱コンクール - 学：全「合唱コンクールに向けて」 - 道：2年「人を思いやる心」 - 道：3年「思いやる心」 - 道：3年「明るい社会の実現」	・生徒会あいさつ運動 ・合唱コンクール ・花中祭 ・訪問合唱 ・はなのわタイム	・生活に関する調査⑦ ・SCカウンセリング		・かづの絆プラン（市教委） ・学校保健委員会（学校医等）
11月	・2年職場体験学習 - 学：全「男女の協力」 - 学：全「球技大会に向けて」 - 道：1年「広い心で」 - 道：2年「真の友情」	・生徒会あいさつ運動 ・生徒大会 ・校内球技大会	・生活に関する調査⑧ ・教育相談③ ・SCカウンセリング ・三者面談（1.2年選択、3年全員）	・メディアコントロール ・三者面談（全校）	・性教育講座（学校医）
12月	- 学：全「健康な生活」 - 道：1年「思いやりの心」 - 道：1年「公正な態度」 - 道：3年「思いやりの心をもって」	・生徒会あいさつ運動 ・はなのわタイム ・全校百人一首かるた大会	・生活に関する調査⑨ ・SCカウンセリング	・百人一首かるた大会	・家庭教育講座（市教委）
1月	- 学：1年「あなたは中学生ですか」 - 学：3年「自分の道を切り開こう」 - 道：1年「真の友情」 - 道：2年「よい友人を得るには」 - 道：3年「個性を尊重する生き方」 ・スキー教室（2年・1年）	・生徒会あいさつ運動	・生活に関する調査⑩ ・SCカウンセリング ・生徒を語る会②		・薬物乱用防止教室（鹿角警察署）
2月	学：全 進路「自分が生きる自分の道」	・生徒会あいさつ運動 ・はなのわタイム	・生活に関する調査⑪ ・SCカウンセリング ・教育相談④	・新入生説明会 ・メディアコントロール	・学校運営協議会③（学校運営協議会委員）
3月	- 学：1年「1年間を振り返って」 - 学：2年「1年間を振り返って」 - 学：3年「夢に向かってはばたこう」	・生徒会あいさつ運動	・生活に関する調査⑫ ・SCカウンセリング	・学年末PTA	